

三重県障害者施策推進協議会 令和5年度第2回手話施策推進部会概要

日時 令和6年2月5日(月) 10時00分～12時00分

場所 三重県勤労者福祉会館 4階 第3教室(三重県津市栄町1丁目891番地)

出席者 別紙のとおり

主な発言

事項2(1)第2次三重県手話施策推進計画の取組状況について

(2)第3次三重県手話施策推進計画 最終案(案)について

- (委員) **【資料2-1】2**数値目標に新たに設定された「事業所を対象とした、サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知件数」とはどのような取組か。
- (事務局) 令和6年4月から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されることから、令和5年5月から障がい者差別解消啓発推進員を配置した。推進員が事業者を訪問のうえ、手話の使用を含めた合理的配慮の提供に関する説明を行うとともに、事業者から寄せられた相談に応じるなど、事業者とともに考える形で啓発の取組を行っており、令和8年度の訪問件数の目標値を100件と設定させていただいた。
- (委員) 先日開催したサロンには、18名の聴覚障がい者が参加していたが、参加者の話を聞くと、雇用先の企業における聴覚障がいへの配慮の姿勢は以前からまったく変わっていないとのことだった。研修に参加してスキルアップを図りたいので手話通訳を付けてほしいと相談しても、希望が通らないような状況である。推進員による企業訪問の取組はありがたいが、ゆくゆくは企業側と障がい者側がお互いを尊重し、話し合うことで、より良い解決策をともに考えるような雰囲気企業が企業内に醸成されることを望んでいる。
- (事務局) 企業と雇用関係にある障がい者に関するご意見は、法律上は障害者雇用促進法に関する内容であり、労働局や県雇用経済部が関係部署となる。障がい福祉課として直接の対応は難しいが、そのようなご相談があった際には、関係部署につなぐなど、連携していきたいと考えている。
- (議長) 障がい当事者の視点から考えると、福祉分野と雇用分野の連携を密にすることは非常に重要である。例えば、企業訪問については、労働局など雇用分野と連携して行うなどの工夫をすると効果的かと思う。訪問の際には企業側にも個別の事情があると思うので、それを聴き取った上で、どこまでなら対応できるか、具体的な合意形成の手法を丁寧に説明していただくと良いのではないかと。訪問する企業の選定は、どのように行っているのか。
- (事務局) 令和5年度については、接客する機会が多いと考えられる業種から選んで訪問している。
- (委員) 子どもが聾学校の寄宿舎に入寮している。職場体験実習の際に自宅近くで受入先がないか学校に探してもらったのだが、県南部に住んでいるため、なかなか受入先が見つからなかった。その時に県の北部と南部で格差があることを痛感した。
- (委員) 特別支援学校として子どもたちの就労支援には特に力を入れている。高校1年生から計

画的に職場体験実習を重ね、卒業後の就労につなげていくのが、特別支援学校における就労支援の理想の形だと考えている。障がいの有無に関わらず雇用先に地域性があるのは事実だが、学校と連携を取り、外部人材も活用しながら取組を進めていきたいと考えている。

(委員) **【資料2-2】**手話通訳者を目指す若者が少ない旨の記載があるが、その要因としてどのようなことが考えられるか。

(委員) 全国的に手話通訳者の高齢化が進んでいるのが現状で、手話通訳者を目指す若者が少ないのは、正規雇用の求人が少なく、手話通訳だけで生計を立てていくのが難しいことが要因の一つとして挙げられる。また、手話サークルに参加するろう者が減少しているように感じており、それも要因の一つだと思う。今はサークルに参加しなくても一定の情報を取得できるので、ろう者としてもサークルにわざわざ参加する必要性が薄れているのではないか。

手話通訳の待遇改善に関して言及されているが、詳細について説明をお願いします。

(事務局) 手話通訳者の確保は全国的な課題であり、特効薬はないが、県としても手話通訳者の報酬について一定の改善ができないか検討するとともに、市町への手話通訳者の設置が進むよう、市町と情報共有を図りながら取り組んでいきたいと考えており、第3次計画の最終案(案)にも反映させていただいた。

(委員) 例えば、県の職員採用において、手話通訳資格取得者を優先的に採用するといったことはできないか。

(事務局) ご意見を関係部署(人事課・人事委員会事務局)に伝える。

(議長) 手話通訳専門の職員の採用という形もあれば、手話通訳者の資格をもつ受験者を加点するという形もあるかと思う。県に設置されている手話通訳資格の職員はどのような状況か。

(事務局) 非常勤だが、2名(障がい福祉課、広聴広報課に各1名)設置している。

(委員) 若年層の手話通訳者の確保という観点から言えば、派遣にかかる報酬の時間単価を上げるよりも、新たな正規雇用をつくる方が効果的な取組ではないかという実感がある。

(委員) 能登半島地震で被災した石川県の市町には正規の手話通訳職員が設置されていると思われ、避難所で聴覚障がい者の情報保障を担っていると聞いた。万一、東南海地震が起こった時には、三重県でも手話通訳資格を持つ職員が被災地で必要となるので、正規職員の設置を進めていただきたい。また、奥能登では被災した集落が点在しており、聴覚障がい者も各集落に居住しているため、連絡手段として遠隔手話通訳サービスや電話リレーサービスが活用できたと聞く。三重県でも両サービスの普及啓発にさらに取り組み、非常時の連絡手段となるよう取組を進めていただきたい。

(議長) 筆談ボードなど避難所で必要となるもの等の情報をまとめたものはあるのか。

(事務局) 平成30年度に聴覚障害者支援センターにおいて、啓発リーフレット「きこえないんです～災害時の支援について～」を作成しており、避難所で必要となるものなどの情報を掲載している。今回の地震を機に再度確認したい。

(委員) 【資料1】6(1)①令和5年度(12月末時点)の実績にある、県が協力した調査研究とはどのようなものか。

(事務局) 今年度は、全国手話通訳問題研究会の「雇用された手話通訳者の動態調査」に協力している。

(委員) 【資料1】3(1)①県職員・市町職員向け手話研修について、今年度の受講者は35人と、昨年度の42人から減少している点が残念に感じた。また、手話はすぐに覚えられないのではないので、参加者が増えてほしい。

(事務局) 今年度は、事業受託者である(一社)三重県聴覚障害者協会とも相談し開催会場を決定の上開催したが、結果的に受講者数は減少した。来年度は、より多くの職員に参加していただけるよう、またステップアップ方法等考えながらしていきたい。

(委員) 【資料1】5(1)③「宿泊施設2施設、観光施設5施設」を選定した理由について教えてください。

(議長) 「観光施設における心のバリアフリー認定」施設とは、いくつかの基準があるのか。

(事務局) 上記2点について、観光振興課に確認させていただく。

【確認結果】

○「宿泊施設2施設、観光施設5施設」を選定した理由

三重県バリアフリー観光推進事業(NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターへの業務委託)は、バリアフリーの観光地づくりを推進することを目的としており、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定取得に関するエリア別研修および認定申請サポートを実施しています。この研修に参加いただいた事業者様からの支援希望にもとづき施設選定をしています。

○「観光施設における心のバリアフリー認定」施設の基準について

認定を受けようとする施設は、以下に掲げる基準をすべて満たす必要があります。

1. 備品の備付け、貸出等により施設内の段差解消やコミュニケーションの円滑化を図る取組等施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行い、高齢者、障がい者等が施設を安全かつ円滑に利用できるような工夫を行っていること。
2. 施設の従業員に対し、高齢者、障害者等へのコミュニケーションやサポートの仕方に関する研修を実施すること等バリアフリーに関する教育訓練を年に1回以上行っていること。
3. 自らのウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を、積極的に発信していること。

以上